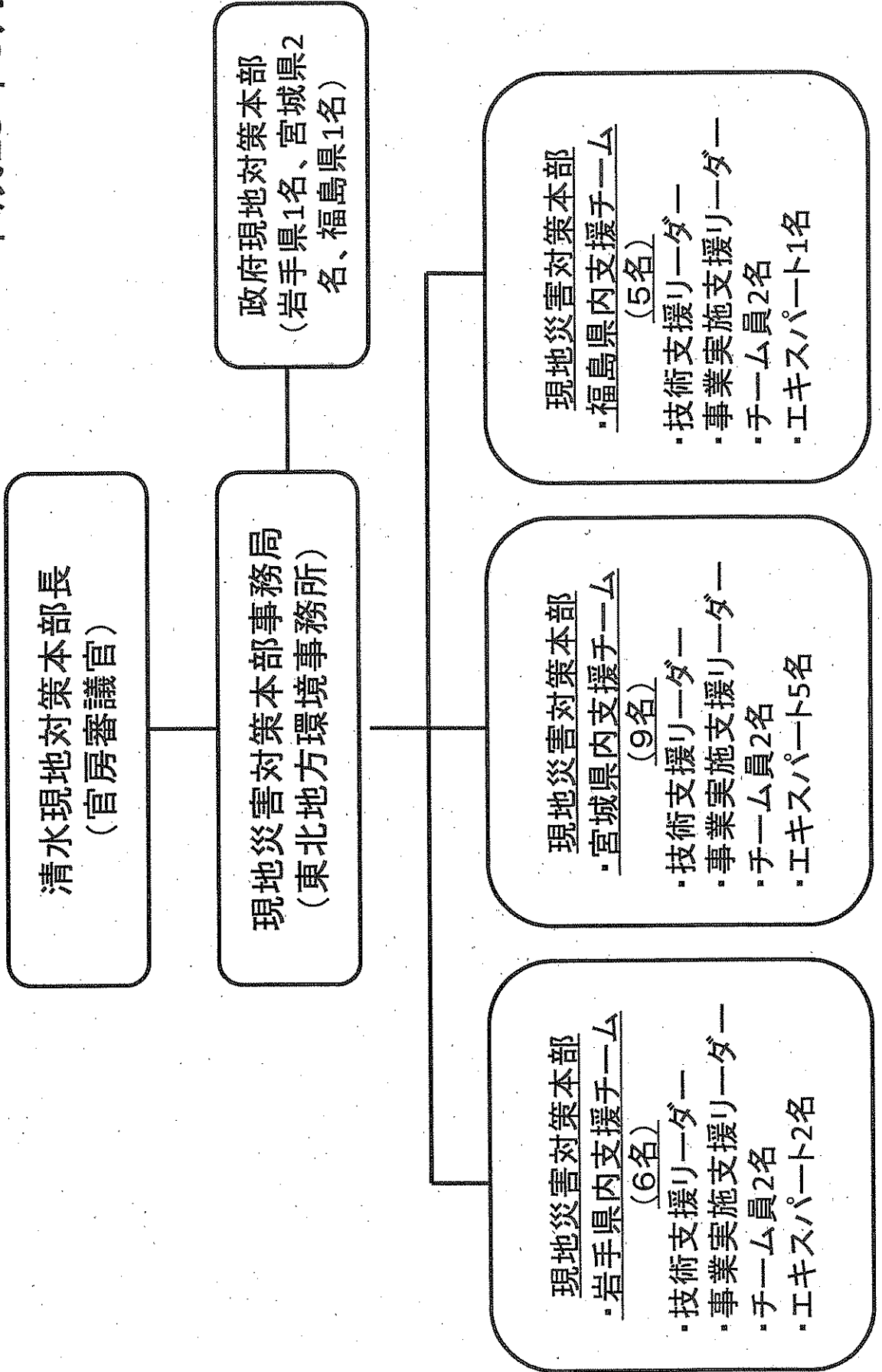


## ①環境省における取り組みの概要について

- ・緊急災害対策本部を設置するとともに、本省に災害廃棄物対策特別本部（本部長：樋高環境大臣政務官）、東北地方環境事務所内に現地対策本部を設置。
- ・環境省より各都道府県・政令市、関係団体に、被災市町村への物資の提供や災害廃棄物の受入、人材の派遣等の支援を要請。
- ・3月に「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」及び「損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）」、5月には「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を策定。
- ・災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）では、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物など生活環境に支障が生じうる災害廃棄物について、本年8月末までを目途に仮置き場まで概ね移動すること等としている。
- ・4月より環境省の職員を、被害の大きかった岩手県、宮城県、福島県の3県に派遣。今月より、環境省からの派遣職員を各県4名の計12名に増員。廃棄物分野の知見を有するコンサルタントの派遣も進めている。
- ・現在、政令指定都市や中核市等の職員の被災市町村等への派遣についても調整中。
- ・5月末より、被災3県の沿岸市町村に環境省職員、研究者及び技術者で構成するチームによる巡回訪問を実施し、被災市町村からの要望聴取、技術的助言等を実施。今後も継続的に実施予定。
- ・被災県外の都道府県・市等による災害廃棄物の広域的な受入については、受入容量が大きい首都圏、近畿圏を中心に調整を進めているところ。
- ・また、環境省では、今後、自治体からの情報提供に基づき、各自治体での災害廃棄物の処分に関する発注に係る情報について、環境省ホームページからのアクセスを可能とする予定。

# 環境省現地災害対策本部の体制図

平成23年6月



## 環境省職員・研究者・技術者チームの巡回訪問

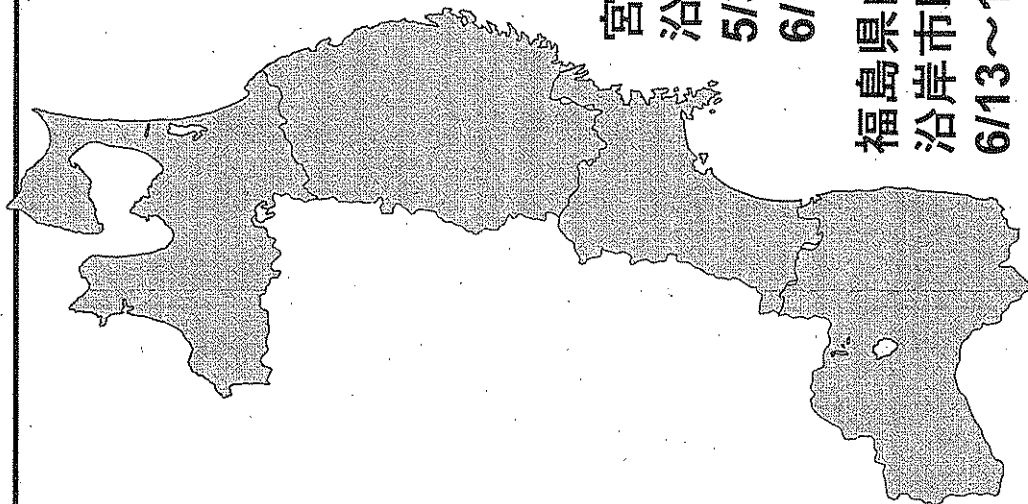
「東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針」(緊急災害対策本部決定)や「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」を踏まえた災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を推進するため、環境省職員(技術系、契約系)、研究者及び技術者で構成するチームによる巡回訪問を実施する。

### ○内容

- ・被災地の現状調査(特に仮置場への搬入状況、仮置場での分別状況)
- ・被災地における処理のスケジュールの確認(「生活環境に支障が生じ得る災害廃棄物」の対象地域、災害廃棄物量及び撤去のスケジュールの確認等)
- ・処理に係る問題点の把握(当面の取組方針やマスタープランに基づく処理を行う上での課題、特に分別の状況)
- ・全国の廃棄物処理に係る人材、機材、処理施設等に関する支援のニーズ
- ・上記を踏まえた円滑かつ迅速な処理の推進に関する助言
- ・円滑かつ迅速な処理に関するグッドプラクティスの把握

### ○巡回訪問のスケジュール

初回は右記の通り、その後、8月までは月1回、以降は3ヶ月に1回程度を目途として実施。



岩手県内  
沿岸市町村  
6/6～6/10

宮城県内  
沿岸市町村  
5/30～6/3,  
6/15～17

福島県内  
沿岸市町村  
6/13～15

環境省職員・研究者・技術者チーム派遣日程

H23.6.10

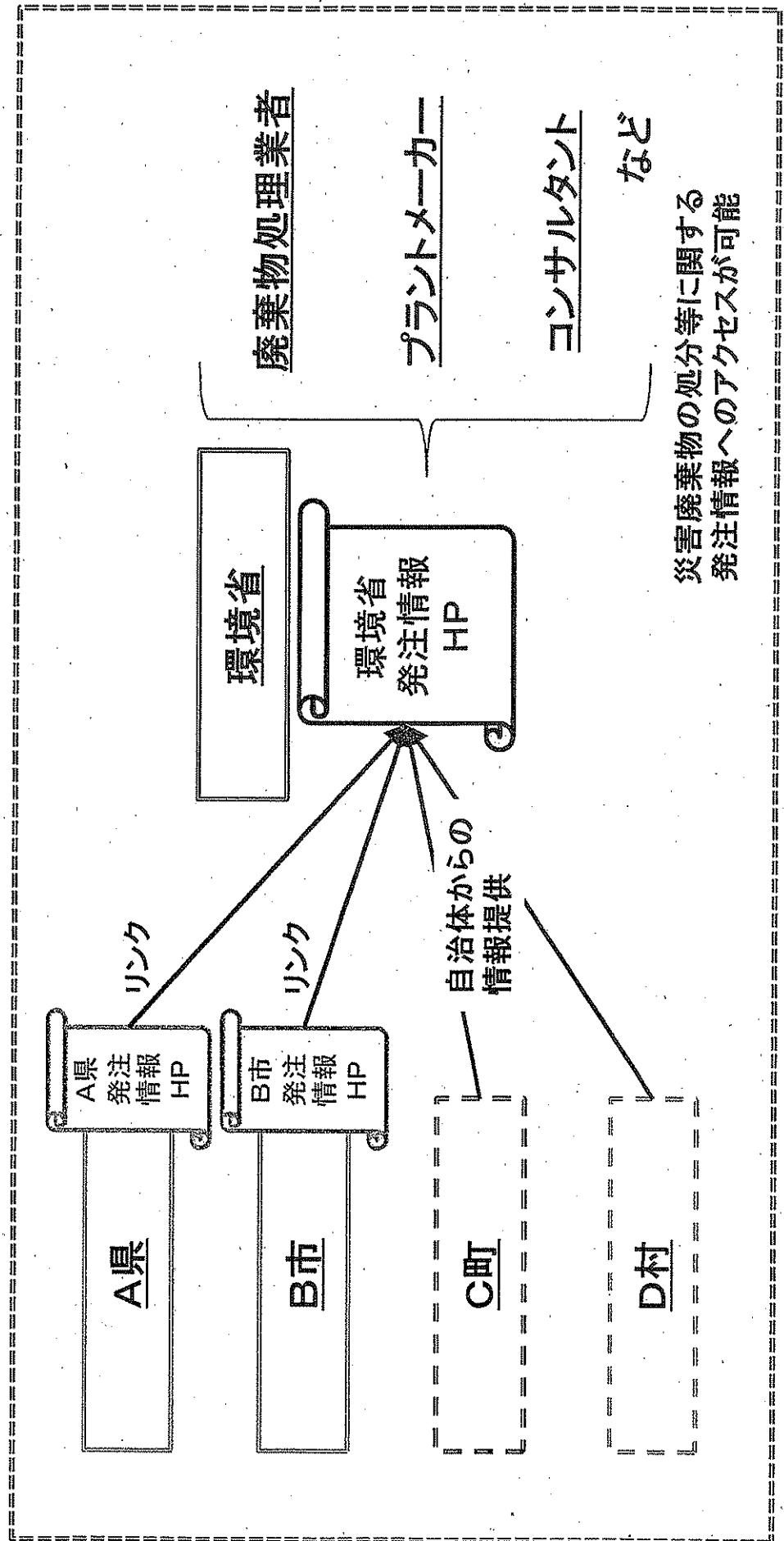
環境省廃棄物対策課

		午前		午後		午後2	
5月 30日 (月)		10:00	岩沼市	13:30	亶理町		
31日 (火)	宮	10:00	仙台市	13:30	多賀城市		
6月 1日 (水)		10:30	利府町	13:30	名取市		
2日 (木)	城	10:30	石巻市	13:30	女川町		
3日 (金)		9:30	南三陸町	13:30	気仙沼市		
6月 6日 (月)		13:00	陸前高田市	15:30	大船渡市		
7日 (火)	岩	9:30	釜石市	13:00	大槌町	15:30	山田町
8日 (水)		9:00	宮古市	13:00	岩泉町	15:30	田野畑村
9日 (木)	手	9:45	普代村	13:00	野田村	15:30	久慈市
10日 (金)		10:20	洋野町				
6月 13日 (月)	福	11:00	いわき市	15:00	広野町		
14日 (火)	島	10:00	相馬市	14:00	南相馬市		
15日 (水)	/	10:00	新地町	13:30	山元町		
16日 (木)	宮	9:30	松島町	13:30	東松島市		
17日 (金)	城	9:30	塩竈市	13:30	七ヶ浜町		

※派遣対象市町村と個別に日程調整中であり、予定変更の可能性あり。

# 発注に関する環境省HPでの情報提供について

災害廃棄物の仮置場への搬入が進みつつあり、これからは、収集された廃棄物の焼却、再生利用、最終処分等の本格化に向けた取組が求められている。このような中、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めるため、災害廃棄物の処分等に関する発注について、自治体からの情報提供に基づき、環境省HPからのアクセスを可能とする予定。



# 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）

平成23年5月16日  
環境省

## 1. はじめに

- 東日本大震災に係る災害廃棄物について、国ではこれまで、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」、「損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）」の他、各種通知等を発出するとともに、岩手県、宮城県、福島県に対し、県、市町村、国、関係業界等が参加する災害廃棄物の処理に関する協議会の設置を促してきたところ。
- こうした中で、災害廃棄物の仮置場への搬入が進みつつあり、これからは、収集された廃棄物の焼却、再生利用、最終処分等の本格化に向けた取組が求められている。そこで本指針は、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めるため、主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当て、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等についてとりまとめたものである。
- 今後、本処理指針を基本としつつ、地域の実情を踏まえて被災各県が個別的処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理の推進を図っていくことが期待される。

## 2. 処理推進体制

国、県、市町村は原則として下記の役割を担い、連携しながら災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を図る。

- 国：市町村又は地方自治法に基づき事務委託を受けた県（以下「県・市町村」という。）による災害廃棄物の処理が適正かつ効率的に行われるよう、処理指針（マスタープラン）の作成の他、財政措置、専門家の派遣、広域かつ効率的な処理に向け、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供等の支援を実施。
- 県：仮置場の設置や災害廃棄物の処理について、災害廃棄物の処理に関する協議会等を通じ、市町村等との総合調整を行い、個別的処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成。実行計画の作成に当たっては、処理方法等に関して広くアイディア・ブローカーを募る。地方自治法に基づき、被災した市町村から事務委託を受けた場合は、市町村に代わり県が処理を実施。
- 市町村：県が作成した災害廃棄物処理の実行計画を踏まえ、災害廃棄物の処理を実施。

## 3. 処理に関する財政措置

### (1) 財政措置

東日本大震災の甚大かつ広範囲に及ぶ被害に鑑み、国は、県・市町村が実施する災害廃棄物の処理について、特例として災害救助法の負担率を勘案した国庫補助率の嵩上げを実施。また地方負担分については、災害廃棄物処理事業費が多額に及ぶ市町村について、その全額を災害対策債により対処し、その元利償還金の100%を交付税措置。

### (2) 効率的執行の確保

県・市町村は、災害廃棄物の処理のための予算執行に当たって、下記の点を踏まえその効率性を確保する。

- 処理の実行計画の策定や進捗管理等に、廃棄物の処理方法や処理技術等に関する専門家が関与することにより、効率的な処理の実施を確保。
- 可能な限り地元雇用を考慮した処理とすることを基本としつつ、スピード及び効率性の観点を踏まえて発注。（競争性を確保した契約方式の採用）
- 市販の物価に関する資料等を踏まえ、震災前の相場等を参考にした適正な予定価格の設定。
- 効率性の確保のためにも、近隣自治体と共同処理体制を構築することにより、広域処理を推進。
- また、国は県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る受入れと被災自治体の需要をマッチングさせることにより、広域処理の推進を支援する。

## 4. 処理方法

### (1) 処理の考え方

- 発生現場において危険物、資源物を分けて集めるなど可能な限り粗分別を行った後に仮置場等へ搬入し、混合状態の廃棄物の量を少なくする。また、仮置場等において混合状態の廃棄物を、重機や破碎・選別設備等で可燃物、不燃物、資源物、危険物等に分別し、それぞれの特性に応じた適切な処理を行うことにより、総処理コストの低減、最終処分量の削減等に資することが重要。
- 別添1に示すような処理を基本とし、再生利用が可能なものは、極力再生利用する。
- 再生利用を促進するため、再生利用が可能な廃棄物の種類や発生量等を把握することが必要。

- ・コンクリートくずについては、復興の資材等として被災地で活用。木くずについては、広域での活用も検討。これらの廃棄物については、再生利用の需要量（受け入れ可能量）等を踏まえた、時間をかけた処理の検討も必要。
  - ・リサイクルルートが確立している自動車やテレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機等については、分別ができ、技術的に可能な限りリサイクルを実施。
  - ・仮置場や運搬車両の選定、収集運搬に関する計画の策定等において、交通渋滞が発生しないよう配慮。
- (2) 広域処理の必要性
- ・東日本大震災は膨大な量の災害廃棄物が発生しているが、被災地では処理能力が不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理も必要。
  - ・広域処理は費用効率的となる場合があり、処理の選択肢を多くする観点から、促進を図ることが必要。
  - ・国は、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供等を実施。県・市町村は、これを踏まえ広域処理を推進。
  - ・焼却炉等の整備に当たっては、近隣自治体との共同処理体制の構築を検討。

### (3) 種類別処理方法

- ①可燃物
- ・仮置場での火災防止や衛生管理を徹底する。
  - ・破碎後、できるだけセメント焼成や廃棄物発電等の有効利用を行う。
- ②木くず
- ・木くずについては、木質ボードやボイラー燃料、発電等への利用が期待される。
  - ・一方、受入側との間で、受入が可能である木くずの形状や塩分など不純物等に関する条件について事前に調整を行うことが必要。(利用用途を決めないまま木くずを全てチップにすると、引取り業者の確保が困難となる)
  - ・降雨により塩分を除去しつつ、需要に応じて利用していくことも一案。その際、腐敗や火災防止の観点から、木くずを木材チップに加工しない状態としておくことが必要。
  - ・県外の受け入れ先に船舶や鉄道等で運び、受け入れ先において保管しつつ、塩分除去、不純物除去を行うことも一案。
  - ・目視等によりCCA（クロム・銅・砒素系）処理木材と判断されるものは、廃棄物処理施設にて焼却処理を行う。

### ③不燃物

- ・可燃物や金属くずと一体となったものは、トロンメル（円筒形の回転式ふるい）や振動ふるい、浮沈分離、磁選等により、可燃物や金属くずを取り除いた上で、埋立を行う。

### ④金属くず

- ・再生利用を基本とし、再生利用を容易にするため、受け入れ先で想定する利用用途に応じ可能な範囲で、鉄と鉄以外のもの（銅など）を区別する。

### ⑤コンクリートくず

- ・コンクリートくずについては、最終処分量の削減のためにも、復興資材等として被災地で活用することが有効。
- ・再生利用の用途を考慮し、アスファルト、コンクリート、石材等に分別することが適当。
- ・受入側との間で、受入が可能であるコンクリートくずの形状や付着物等に関する条件について事前に調整を行い、必要な破碎や粒度調整等を行うことが必要。(利用形態を決めないまま破碎や粒度調整等を行うと、引取り業者の確保が困難となる)
- ・資材としての利用を進めるため、環境部局と土木部局間の連携や民間の知見の活用が必要。

### ⑥家電、自動車

- ・家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫）については、可能な範囲で分別し、破損や腐食の程度を勘案し、リサイクルが可能（有用な資源の回収が見込める）なものは、家電リサイクル法に基づきリサイクルを行う。
- ・自動車については、自動車リサイクル法に基づき引取業者に引き渡し、リサイクルを行う。

### ⑦船舶

- ・燃料やバッテリー等を取り除いた上で破碎し、破碎後の金属くずは再生利用する。廃プラスチックや木くずは焼却し、できるだけ廃棄物発電等の有効利用を行う。
- ・石綿が使用されている部品等については、石綿含有廃棄物等としての処理を行う。

### ⑧危険物、PCB廃棄物、石綿含有廃棄物等

- ・他の廃棄物と区別し、危険物又は特別管理廃棄物としての取扱を行うい、各々の性状に応じた処分を行う。

### ⑨津波堆積物

- ・性状に応じて以下の処理を検討する。

・重金属等有害物質を含むもの、腐敗性のある可燃物、油分を含むもの

セメント原料としての利用、焼却又は最終処分場への埋立

・上記以外（水底土砂と同程度の性状のもの）

・トロンメル（円筒形の回転式ふるい）、振動ふるい等で異物を除去した後、地盤沈下した場所の埋め戻し材としての利用、土木資材化又は海洋投入<sup>※</sup>

※当該津波堆積物が海洋投入処分が認められている水底土砂と同様に、陸上処分ができず、かつ、一定の判断基準を満たし、海洋環境への著しい影響を及ぼさない場合については、海洋汚染防止法に基づき、環境大臣の許可を得て海洋投入を実施できる。

⑩火災が発生した場所にある廃棄物

・火災が発生した場所において、灰と金属くずやコンクリートくずを分けて集めることが適当。

・灰や灰と混合した状態の津波堆積物等については、ダイオキシン類の濃度を踏まえ、溶融処理や最終処分場への埋立等を行う。

## 5. スケジュール

地域特性や処理の効率性を踏まえ、災害廃棄物の種類毎に、原則として以下の期間内を目的に、別添2に基づき処理を進める。仮置場のスペースによる搬入量の制約や交通渋滞の発生のおそれ等がある場合は、地域の実情に応じ、各自治体で適切に定めること。

(1) 仮置場への移動

生活環境に支障が生じうる災害廃棄物（例えば、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物）：平成23年8月末までを目的に仮置場へ概ね移動

その他：平成24年3月末までを目的

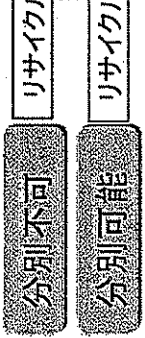
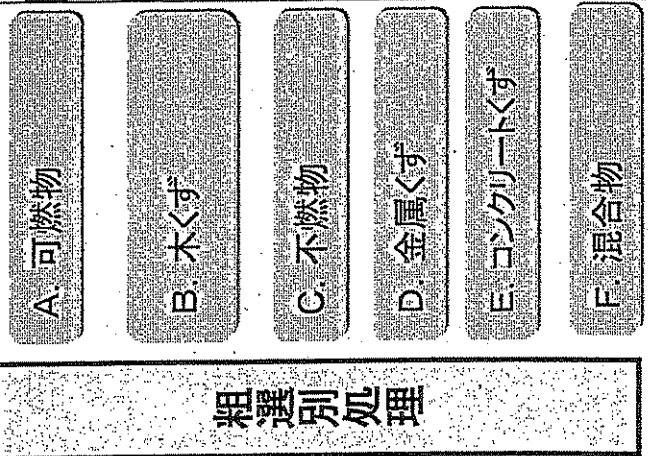
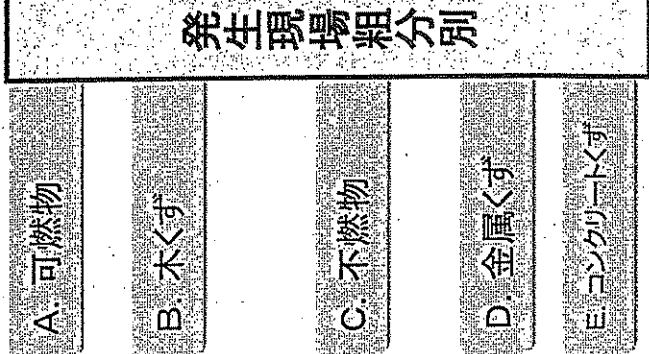
(2) 中間処理・最終処分

腐敗性等がある廃棄物：速やかに処分

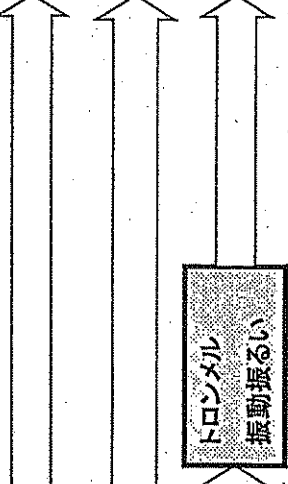
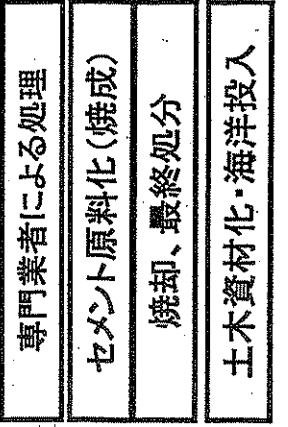
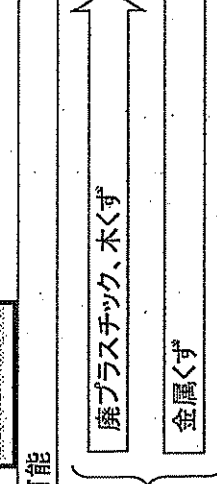
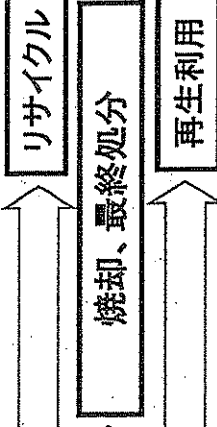
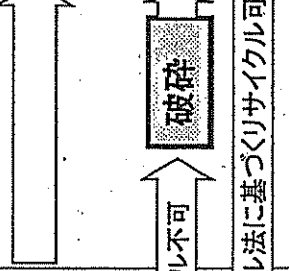
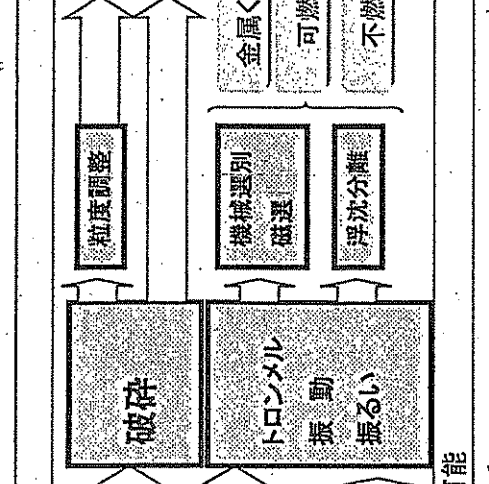
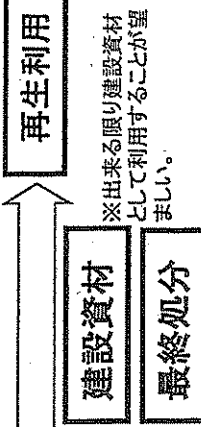
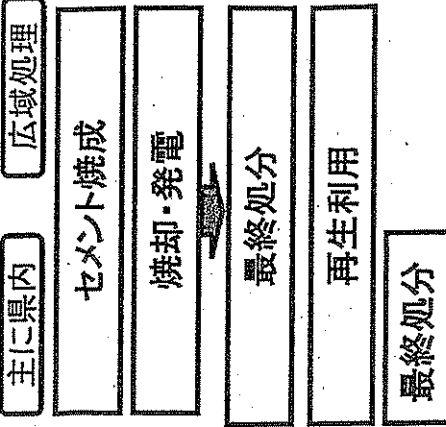
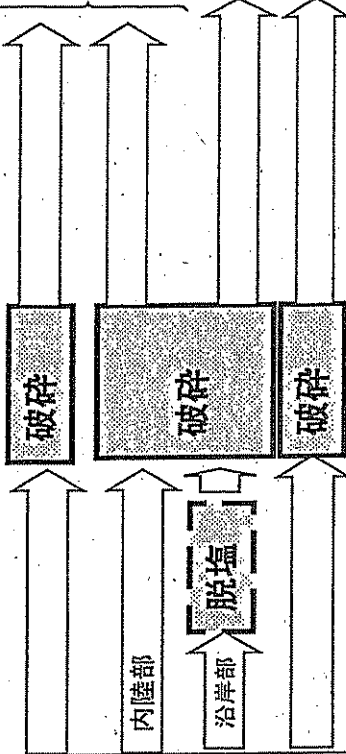
木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているもの：劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定  
その他：平成26年3月末までを目的

(別添1)

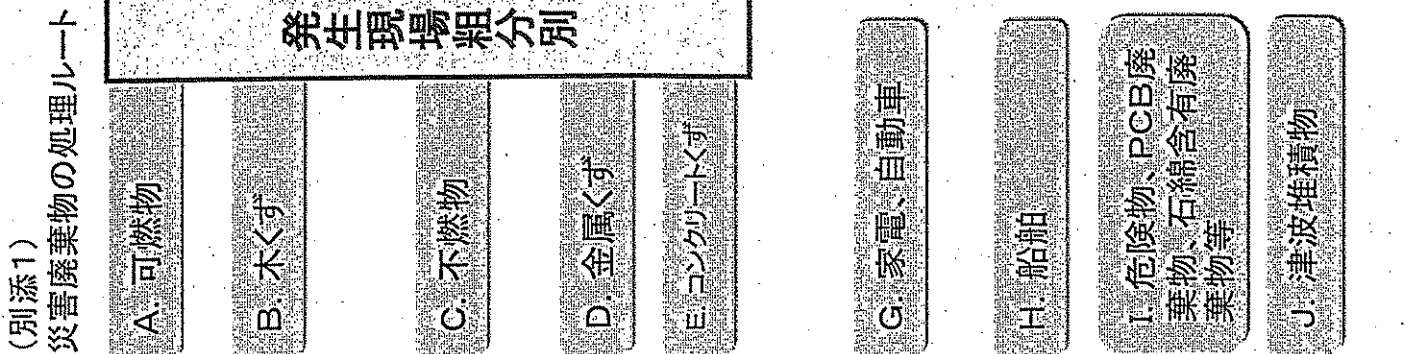
災害廃棄物の処理ルート



仮置場



危険物、特別管理廃棄物としての取扱



(別添2)

# 災害廃棄物の処理に向けたスケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1. 避難施設・居住地の近傍の廃棄物 (生活環境に支障が生じる廃棄物)等の処理		仮置場の確保 ↑ 収集	中間処理 ↑ 最終処分	木くず、コンクリートくずの再生利用 ↑ 最終処分						
		仮置場の確保 ↑ 収集	中間処理 ↑ 最終処分	木くず、コンクリートくずの再生利用 ↑ 最終処分						
		仮置場の確保 ↑ 収集	中間処理 ↑ 最終処分	木くず、コンクリートくずの再生利用 ↑ 最終処分						
2. 上記以外の廃棄物の処理		仮置場の確保 ↑ 収集	中間処理 ↑ 最終処分	木くず、コンクリートくずの再生利用 ↑ 最終処分						
		仮置場の確保 ↑ 収集	中間処理 ↑ 最終処分	木くず、コンクリートくずの再生利用 ↑ 最終処分						
3. 地域の実情に応じた処理体制の整備		廃棄物量調査 ↑ 協議会の設置・運営	処理実行計画 策定	進捗管理 ↑ 進捗管理						
		廃棄物量調査 ↑ 協議会の設置・運営	処理実行計画 策定	進捗管理 ↑ 進捗管理						
4. 処理の推進に向けた支援										

国、研究所等による支援  
(財政的支援、損壊家屋等の撤去等に関する指針、  
損壊家屋等の処理の進め方指針(骨子案)、各種事務連絡等)